

社会福祉法人ラ・クール役員及び評議員の
報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ラ・クール（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。

(2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第1に定める額

(2) 賞与については、別表第2に定める額

(3) 退職手当については、別表第3に定める算式により算出される額

(4) 諸手当については、賃金規程第14条2から第18条及び第20条から第22条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表第4に定める額

(2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費支給規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員等に対しては、役員等報酬は、支給しない。ただし、正規の勤務時間以外に開催される理事会等に参加した場合は、非常勤理事に準じて報酬を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、毎月15日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日とする。

(2) 賞与については、毎年7月及び12月とする。

(3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。

4 前項に規定する報酬受給の辞退の申出があった場合は、報酬を支給しない。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この規程は、令和元年6月15日開催の評議員会の議決の日から施行する。

附 則
この規程は、令和6年4月1日より施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役 職 名	報酬の額	
理 事 長	月額	700,000円以内
常 勤 理 事	月額	600,000円以内
常 勤 監 事	月額	600,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

7月の賞与	報酬月額×2か月分以内
12月の賞与	報酬月額×2か月分以内

別表3（常勤役員等の退職金算定式）

算定報酬月額×在任年数×係数（福祉医療機構退職共済に準ずる）

※上記在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表4（非常勤役員等の報酬）

役 職 名	会議等の種類	報酬額(日額)
評 議 員	評議員会等への出席	6,000円
理 事 長	業務執行のため勤務した時	20,000円
	理事会等への出席	6,000円
理 事	理事会等への出席	6,000円
監 事	理事会、評議員会等への出席	6,000円
	監査業務への出席	20,000円

(第6条関係)

社会福祉法人ラ・クール
理事長 茂木 亜紀 様

報 酬 辞 退 届

社会福祉法人ラ・クール役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程第6条
第4項の規定により、役員等に係る報酬につきまして、受給辞退を申し出ます。

令和 年 月 日

申 出 者

住 所

氏 名

⑩